

福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（障がい分）交付要綱

（通則）

第1 福井県（以下「県」という。）は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（障がい分）（以下「補助金」という。）について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（令和2年6月25日付障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、事業者等に対し必要な経費等を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2 障がい福祉サービス等は、障がい児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。

このため、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ障がい福祉サービス等を再開し、継続的に提供するための支援を行う。

また、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を行う。

さらに、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、障がい福祉サービス等の継続に努めた職員等に対して慰労金を支給する。

（交付の対象及び交付額の算定等）

第3 この補助金は次の各号に掲げる事業を交付の対象とし、その内容、対象者および補助金の額の算定方法等は別添1に定めるとおりとする。

(1) 障がい福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

障がい福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障がい福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を助成する。

(2) 障がい福祉サービス再開に向けた支援事業

障がい児者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な在宅障がい福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について、次のアおよびイの支援を行う。

ア 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

イ 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所および障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

- (3) 障がい福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
障がい福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であることおよび障がい福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。
- 2 対象者については、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、または暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
- (3) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
- (5) 暴力団または暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- (6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

（交付の条件）

- 第4** この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が30万円以上（地方公共団体の場合は50万円以上）の機械、器具およびその他財産については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別紙1）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

(8) 事業者が地方公共団体である場合、補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(9) 事業者が民間事業者である場合、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(10) 民間事業者が事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(11) 第3（1）の給付に係る資金を受領した事業者は、代理申請した者に遅滞なく

支払わなければならない。

(12) 障がい福祉サービス等報酬および他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

(13) (1) から (13) により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、県に納付させることがある。

(交付申請)

第5 規則第3条の規定による申請書は、様式1のとおりとし、関係書類を添えて、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

2 県内の障がい福祉サービス事業所・施設等を退職した者の第3(1)の慰労金の申請については、原則として従事していた介護サービス事業者に請求及び受領を委任することとするが、特別な事情がある場合は、当該個人が様式15に関係書類を添えて知事に提出することができる。

(交付の決定等)

第6 知事は、第5による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、当該申請書を提出した者に通知するものとする。ただし、第5の2による申請をした者に対しては、本通知を省略する。

(変更交付申請)

第7 前条の規程に基づく決定を受けた者が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続きは、第5の規定に準じて、変更交付申請書(別紙2)により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(本事業に関する周知等)

第8 知事は、本事業の実施にあたり、事業の概要について、広報その他の方法により福祉施設等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、福祉施設等から別途知事が定める申請の期限までに第5に規定する申請が行われなかった場合は、給付対象者が本事業の給付を辞退したものとみなす。

2 知事が第6の規定による交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたも

のとみなす。

(補助金の交付)

第10 補助金は、精算払いにより交付する。ただし、知事が、必要があると認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

- 2 補助金の請求は、事業が完了したときに補助金交付請求書（様式13）により行うものとする。ただし、概算払いによる場合は補助金交付請求書（様式14）により請求するものとする。

(実績報告書)

第11 規則第12条の規定による実績報告は、様式20に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から30日を経過した日）または令和3年1月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

なお、第3（3）慰労金の支給事業については、県から給付に係る資金を受領後、30日以内に当該事業に係る実績報告書（様式27）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、前段の実績報告をすでに行っている場合は、この限りでない。

また、第5の2により申請した者については、受領後30日以内に受領書（様式19）を知事に提出しなければならない。なお、当該受領書の提出をもって実績報告をしたとみなす。

(補助金の返還)

第12 知事は、補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助金の給付を受けた後に要件に該当しないことが明らかとなった者または偽りその他不正の手段により補助金の給付を受けた者に対して、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、期限を定めて、補助金の全部または一部について県に返還を命ずるものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。